

建築物木材利用促進協定の手引き

熊本県

令和5年(2023年)7月

【建築物木材利用促進協定の手引き】

1 はじめに

木材利用促進の対象を公共建築物から民間建築物を含めた建築物一般に拡大するための法改正が行われ、令和3年（2021年）10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。通称：都市（まち）の木造化推進法。以下、「法」という。）」が施行されました。

今回の法改正において、建築物における木材利用を促進するため、新たに「建築物木材利用促進協定」制度が創設されています（法第15条）。

本制度により、建築主となる事業者等（以下「実施主体」という。）は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができるようになりました。

本手引きでは、実施主体が建築主である建築物における木材の利用に関する構想、その他の実施主体による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下「建築物木材利用促進構想」という。）を定める場合、実施主体が県と当該建築物木材利用構想の達成に資するための建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）を締結するために必要な事項をお示しします。

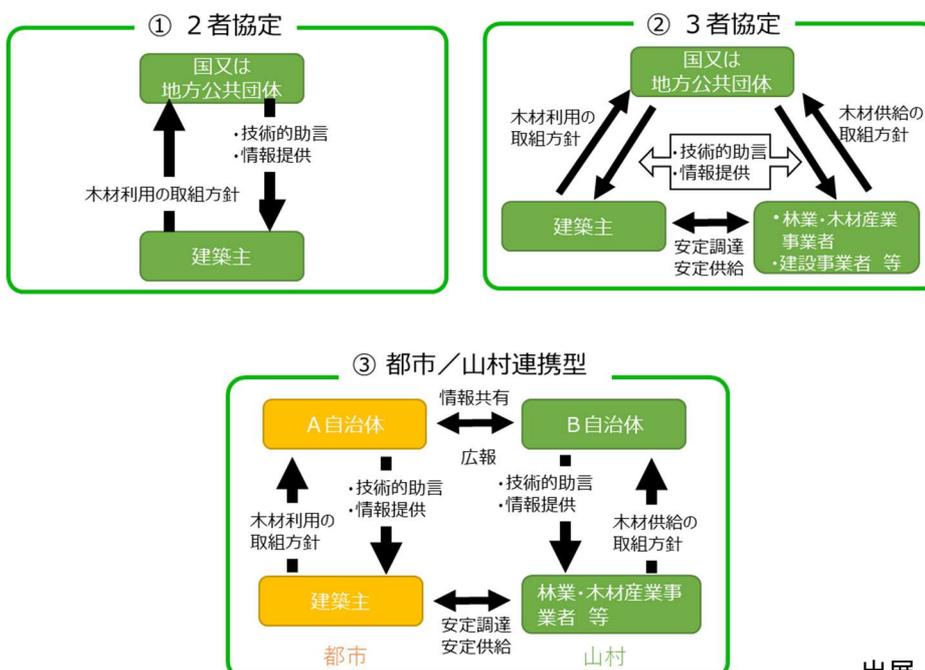
2 協定の目的

この協定制度は、実施主体が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としています。

協定を締結し、実施主体が建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

3 協定のイメージ

(1) 協定の形態



出展：林野庁作成資料

(2) 協定の内容

協定には、以下の事項を記載します。 協定の参考例は本書 P.8～13 をご覧ください。

協定締結者

建築物木材利用促進構想の内容

- ・木材を利用する協定締結者による「木材の利用に関する構想」
- ・木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定締結者による「木材の利用の促進に関する構想」

を協定締結者ごとに記載します。

構想の達成に向けた取組の内容

の構想を達成するための取組について、協定締結者ごとに記載します。

可能な限り数値目標を示し、具体的な取組を記載します。

地域の特色を活かした内容を記載することができます。

国又は地方公共団体の取組

協定の対象区域

協定の有効期間

(3) 協定締結のメリット

建築主となる事業者

- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の**社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上**します。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、**E S G投資など新たな資金獲得**につながる可能性があります。
- 国や地方公共団体による、**財政的な支援**を受けられる可能性が高まります。
(例：一部予算事業における加点等優先的な措置)

林業・木材産業事業者

- 信頼関係に基づく**サプライチェーンが構築**できます。
- 事業の見通しができるようになり**経営の安定化**が図られます。
- 林業・木材産業が環境保全に資するという**国民理解の醸成**が進みます。

建設事業者

- 信頼関係の構築による**安定的な需要の確保**が期待できます。
- サプライチェーンの構築による**安定的な木材調達**ができます。
- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、**技術力のアピール**ができ**社会的認知度も向上**します。

出展：林野庁作成資料

4 協定締結の手続き

協定締結までの作業は以下の流れで行います。

(1) 事前相談

- 県との協定締結を希望する事業者等は、林業振興課に事前相談を行います。

相談先：熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班

電話：096-333-2448（直通）

MAIL：ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp

県内市町村との協定締結を希望される場合は、各市町村の林務担当部局へお尋ねください。

(2) 協定締結希望者による申入れ

- 協定締結を希望する事業者等は、林業振興課に申入れ書（知事宛）を提出します。

申入れ書の記載内容は、本手引き P.5 を参照してください。

下記、のいずれかの方法で提出してください。

電子メール

林業振興課のメールアドレス（ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp）に提出
郵送

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 宛に提出

- 申入れ書の内容が法の目的や基本理念、県基本方針に照らして適当なものか確認し、協定締結の応否を判断します。
- 協定締結に応じることとした場合は、「(3) 協定内容の調整」に進みます。

(3) 協定内容の調整（必要に応じて）

- 申入れ者の作成した協定書案について、申入れ者と協議を行い、協定内容に係る調整を行います。

(4) 協定の締結、公表

- 協定を締結した後、協定の内容を県 HP 等にて公表 します。
公表の内容は、協定の名称、協定の対象区域、協定の有効期間、協定に参加する者の氏名、協定の概要とします。

5 実施主体の要件

本県と協定を締結する実施主体は、下記に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 一定の目的を持ち、継続的に事業活動を行うこと
- (2) 熊本県内を対象区域として建築物木材利用促進構想を定めるものであって、熊本県と協定を締結する意向があること
- (3) 熊本県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと
- (4) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと

6 申入れ書について

申し入れ書の提出に当たっては、下記事項に御留意ください。
詳しくは、本手引き P.5 をご覧ください。

(1) 記載内容

申入れ者の氏名、住所
(法人の場合は法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

構想の内容

構想の達成に向けた取組の内容

構想の対象区域

構想の達成に向けた取組の実施期間

(2) 提出書類

申入れ書 (様式第 1 号)

暴力団の排除に係る誓約書 (様式第 1 号別紙)

申入れ者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人である場合はその住民票の写し若しくは個人番号カード (行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。) の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

その他知事が必要と認める書類

(3) 申入れ書の記載例及び留意点

様式第1号
建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※整理番号

令和 年 月 日

熊本県知事 様

氏名
申入れ者
住所

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

構想の内容

個別の取組を進め、**どのようなことを実現したいか**を記載ください。

協定書の作成例を御参照ください。

構想の達成に向けた取組の内容

数値目標を記載するなど、**できるだけ具体的に**内容を記載ください。

協定書の作成例を御参照ください。

申入れ書の様式 (word ファイル) は熊本県 HP からダウンロードできます。

申入れ書の提出先

a. 県との協定締結を希望する場合
「熊本県知事」と記載ください。

b. 市町村との協定締結を希望する場合
建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する市町村長を記載ください。



特定の市町村との連携、協働を志向するなどの理由により、複数の地方公共団体と協定を締結しようとする場合は、欄外でよいので、同様の申入れを行っている他の地方公共団体の名称を明記してください。

複数の事業者等が連名での協定締結を希望する場合、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

申入れ者の氏名及び住所

a. 申入れ者が個人の場合
氏名、住所を記載ください。

b. 申入れ者が法人の場合
法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載ください。

c. 添付書類として、申入れ者が法人の場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人事業者の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出ください。



同一の協定を締結しようとする事業者等が複数いる場合は、代表者のみの情報を記載するのではなく、全ての事業者等の情報を記載すること。

構想の対象区域

取組の実施予定区域を記載ください。

(記載例)

- ・九州地方7県
- ・熊本県全域
- ・A市及びB町

取組の実施期間

取組内容を具体的に記載し、それを実際の行動に移していただくために、**概ね3～5年程度までの期間設定**としてください。

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

整理番号

令和 年 月 日

熊本県知事 様

氏名

申入れ者

住所

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考 1 の欄には、記載しないこと。

2 申入れ者が法人にあつては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

暴力団の排除に係る誓約書

私（私を代表とする法人・団体及びその役員）は、現在又は将来にわたって、以下に掲げる項目に該当しないことを誓約します。

また、県が必要な場合は、私（私を代表者とする法人・団体及びその役員）が暴力団と関係があるか否かについて調査するため、熊本県警察本部に照会することに同意します。

- 1 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（熊本県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

熊本県知事 様

年 月 日

氏名
申入れ者
住所

協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、株式会社（以下「甲」という。）と熊本県（以下「乙」という。）は、協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に県産材を積極的に活用することにより、「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の利用を促進することにより、SDGsに貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載（以下、記載例）

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり0m³以上の県産材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の県産材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・甲は、乙と連携して、木材利用の意義やメリットについて、ホームページや動画等で積極的に情報発信する。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援（以下、記載例）

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

熊本県全域

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 年 月 日までとする。

協定書作成例（２者協定の場合）

６．その他

（１）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（２）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、又はこの協定の実施につき疑義が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（３）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙が記名・押印（署名）のうえ、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 住所

株式会社
代表取締役

乙 熊本県

代表者 熊本県知事

協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、株式会社(以下「甲」という。) 林業株式会社(以下「乙」という。) 熊本県(以下「丙」という。)は、協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用の促進に関する構想

構想の内容

甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）。

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に県産材を積極的に活用することにより、「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の利用を促進することにより、SDGsに貢献していく。

構想の達成に向けた取組の内容

上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載（以下、記載例）。

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり0m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。
- ・甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して伐採跡地での植林を行う。
- ・甲は、乙と連携して木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

構想の内容

乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）。

- ・乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、県産材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現に貢献していく。

構想の達成に向けた取組の内容

- ・乙は、甲及び丙と連携し、合法伐採木材や森林認証材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組を強化する。
- ・乙は、甲及び丙と連携し、森林資源の循環利用に向け、伐採後の再造林や森林整備を推進する。
- ・乙は、甲及び丙と連携し、建築物での木材利用の優良事例に関する情報発信を行う。
- ・乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ・乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

協定書作成例（3者協定の場合）

3．甲及び乙の構想を達成するための丙による支援（以下、記載例）

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

4．構想の対象区域

熊本県全域

5．本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6．その他

（1）実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、又はこの協定の実施につき疑義が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名・押印（署名）のうえ、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 住所

株式会社
代表取締役

乙 住所

林業株式会社
代表取締役

丙 熊本県

代表者 熊本県知事

協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、〇〇株式会社(以下「甲」という。)、〇〇林業株式会社(以下「乙」という。)及び〇〇市(以下「丙」という。)、〇〇村(以下「丁」という。)は、協定を締結する。

丙は都市部にある建築物を整備する区域の地方自治体、丁は山村地域にある木材供給区域の地方自治体を想定。

1. 目的

この協定は、甲の「建築における木材の利用の促進に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 甲による木材の利用の促進に関する構想

構想の内容

甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）。

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に県産材を積極的に活用することにより、「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の利用を促進することにより、SDGsに貢献していく。

構想の達成に向けた取組の内容

上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載（以下、記載例）。

- ・甲は、今後3年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり〇m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計1,000m³の地域材を利用する（過去3年間の地域材利用量200m³の5倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。
- ・甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。
- ・甲は、森林資源の循環利用のため、乙と連携して伐採跡地での植林を行う。
- ・甲は、乙、丙及び丁と連携して、木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

(2) 乙による木材の利用の促進に関する構想

構想の内容

乙（木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）。

- ・乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、県産材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現に貢献していく。

構想の達成に向けた取組の内容

上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載。（以下、記載例）

- ・乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の合法伐採木材の供給を適時に行うよう努める。
- ・乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ・乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

協定書作成例（都市／山村連携型の場合）

- 3．甲及び乙の構想を達成するための丙及び丁による支援（以下、記載例）

丙及び丁は、甲及び乙の構想の達成に向けて、丙は甲に対して、丁は乙に対してそれぞれ技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

また、丙及び丁は連携し、意見交換の場として市村ウッド・チェンジ協議会を設けるなど甲及び乙による木材利用促進の取組が円滑に進むよう支援を行う。
- 4．構想の対象区域
熊本県〇〇市（建築物の整備区域）及び熊本県〇〇郡〇〇村（木材供給区域）
- 5．取組の実施期間、本協定の有効期間
取組の実施期間及び本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇までとする。
- 6．その他
 - (1) 実施状況の報告
甲及び乙は、丙又は丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。
 - (2) 協定の変更及び協議
甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要がある場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、又はこの協定の実施につき疑義が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。
 - (3) 協定の解除
甲、乙、丙及び丁は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名・押印(署名)のうえ、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲	住所		
		株式会社	
		代表取締役	
乙	住所		
		林業株式会社	
		代表取締役	
丙	市		
	代表者		市長
丁	村		
	代表者		村長